

○尚絅学院公益通報者保護に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益通報者保護法に基づき、組織的又は個人的な法令違反行為等に関する相談又は通報を適正に処理する仕組みを定めることにより、法令遵守経営の強化を図り、学院の健全経営・発展に資することを目的とする。

(組織)

第2条 理事長は公益通報を受け、学内調査を行い、是正措置をとる業務に従事する者として公益通報対応業務従事者を内部監査室に置き、公益通報処理を統括する。

2 公益通報対応業務従事者は、常勤監事とする。

(窓口)

第3条 通報及び相談の窓口を内部監査室並びに弁護士事務所等外部に設置する。

(対象範囲)

第4条 通報及び相談を行える者の範囲は、本学院関係者（雇用形態に関わらず役員、職員、退職後1年以内の退職者、学生・生徒、在校・在園生父母、卒業生、委託業者・取引事業者及びその労働者等）とする。

2 通報及び相談者の保護の適用範囲は、公益通報者保護法の定める範囲とする。

(通報方法)

第5条 通報及び相談窓口の利用の方法は、電話・書面・面談とする。

2 通報を受け付ける際は、周囲に通報者及びその内容が特定されないよう、個室で面談する等十分な配慮をしなければならない。

(調査)

第6条 公益通報対応業務従事者は通報された事項に関し、調査が必要であるか否かを公正、公平かつ誠実に検討し、必要と認める場合は担当者を選び、調査を指示する。

2 調査に際しては、周囲に通報者等が特定されないよう、その方法には十分な配慮をしなければならない。

3 当該調査に協力した者等の信用、名誉、プライバシー等に十分配慮し、誤解のないように調査を進めなければならない。

4 調査を担当した者は、調査の進捗状況並びに調査結果を公益通報対応業務従事者に報告しなければならない。

(通報者への報告)

第7条 公益通報対応業務従事者は前条第4項の報告を受け、必要に応じて進捗状況並びに調査結果を通報者に文書により報告することができる。ただし、通報者から進捗状況等の問い合わせがあった場合は、調査の妨げにならない範囲で回答することができる。

(是正措置)

第8条 公益通報対応業務従事者は、調査の結果を速やかに理事長及び当該組織の所属長に報告しなければならない。

2 所属長は、前項の結果法令違反等が明らかになった場合は、しかるべき対応の措置を行うとともに、再発防止策を講じなければならない。

(通報者等の保護)

第9条 公益通報者保護法の適用範囲内において、通報者等が相談又は通報したことを理由に、通報者等に対して解雇その他いかなる不利益を与える取扱いも行ってはならない。

2 通報者等が相談又は通報したことを理由に、通報者等の職場環境が悪化することのないよう、適切な措置を執らなくてはならない。

(個人情報保護)

第10条 公益通報対応業務従事者は、個人情報の保護の観点から、情報を共有する範囲を限り、通報の処理を行わなければならない。

2 公益通報の処理に関わった者は、業務上知り得た通報者等の個人情報、通報の内容等を漏らしてはならない。

(処理終了以後の確認)

第11条 公益通報対応業務従事者は通報処理後、法令違反等が再発していないか、是正措置及び対応策が十分に機能しているかを確認しなければならない。是正措置及び対応策が十分に機能していない場合は、当該組織の所属長に対し、改めて是正措置及び対応策を講じるよう指示する。

(規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は、理事会の議を経て行う。

附 則

この規程は、2006年 4 月 1 日から施行する。

この改正規程は、2008年 10月 1 日から施行する。

この改正規程は、2015年 4 月 1 日から施行する。

この改正規程は、2021年 4 月 1 日から施行する。

この改正規程は、2022年 4 月 1 日から施行する。

この改正規程は、2023年 4 月 1 日から施行する。